

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の平成二十九年度答申第三号の内容について、別紙のとおり公表する。

平成二十九年十一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

審査庁：広島県知事

諮問日：平成29年 5 月30日

(平成29年度諮問第 3 号)

答申日：平成29年 9 月26日

(平成29年度答申第 3 号)

## 答申内容

### 第 1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

審査請求人より提起のあった、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定による医療特別手当（法第 24 条第 1 項に規定する医療特別手当をいう。以下同じ。）失権処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 事案の概要

負傷又は疾病の名称が「(右) 白内障」であるとして医療特別手当の認定を受けた審査請求人が、処分庁に対して、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号。以下「省令」という。）第 32 条第 2 項に規定する医療特別手当健康状況届を、省令第 29 条第 1 項に規定する診断書（以下「本件診断書」という。）を添えて提出した。

処分庁は、本件診断書に記入された所見等を審査した結果、審査請求人が法第 11 条第 1 項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものとは認められないとして、本件処分を行った。

審査請求人は、これを不服として審査請求を提起した。

### 第 3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は次の理由により不当であり、その取消しを求める。

- (1) 審査請求人は、放射能を浴びてやけどになったから白内障になったと思っている。白内障が医療特別手当の対象であるなら、被爆による審査請求人のその他の怪我等も医療特別手当の対象として判断されるべきであるのにされなかった。本件診断書のみによって判断されたことが不服である。
- (2) 白内障は手術すれば治る病気なので、医療特別手当は 1 年でほぼ失権する方針であると本件届出（審査請求人が省令第 32 条第 2 項の規定に基づき処分庁へ行った医

療特別手当健康状況の届出。以下同じ。)のときに説明があれば、無駄な手間等を使うこともなかった。

- (3) 原爆症及び医療特別手当の認定申請では、審査請求人が幼いときからのことを調べて書面にして提出したが、それが本件処分における判断に反映されていないなど、「総合的に判断」がなされていない。
- (4) 加齢性白内障と放射線白内障との違いは何か説明がない。

## 2 審査庁の主張の要旨（審理員意見書と同旨）

処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は次の理由により違法又は不当な点はなく、審査請求は棄却されるべきである。

- (1) 処分庁は、法第 24 条第 1 項の負傷又は疾病の状態にあるか否かの判断に当たっては、省令第 32 条の規定に基づき審査請求人から提出された本件診断書等については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」（平成 26 年 3 月 20 日健発 0320 第 1 号厚生労働省健康局長通知。以下「施行通知」という。）に基づき審査を行ったことが認められる。

- (2)ア 本件診断書においては、「認定疾病の名称」欄に「白内障」と記載され、「認定疾病に係る受診状況」欄の「ア. 定期的に受診し現在治療中」に○が付されている。したがって、本件診断書のこの部分の記載だけを見ると、審査請求人の医療特別手当に係る認定疾病である「(右) 白内障」について「現在治療中」であるとの趣旨となっている。

イ しかしながら、本件診断書の「現在行っている治療の内容」欄には、「(右) 白内障」に係る治療については記載がない。したがって、本件診断書によると、認定疾病については医学的に治療が行われている状況にはなかったと認められる。また、本件診断書のその他の記載内容からも、「(右) 白内障」について、医学的に治療が行われている状況にはなかったと認められる。

ウ 以上のとおりであるから、処分庁は、本件診断書の記載に従って、施行通知に基づき審査を行い、法第 24 条第 1 項に規定する負傷又は疾病の状態にないと判断した上で本件処分を行ったものであり、本件処分に何ら違法又は不当な点は認められない。

- (3)ア また、施行通知 2(2)には、「放射線白内障については、「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の記載等を確認したうえ、手術後概ね半年以内の場合について、医療特別手当の支給を継続して差し支えない」と記述されている。

イ 仮に、本件診断書において、「認定疾病に係る受診状況」欄の「イ. 定期的に受診し経過観察中」又は「ウ. 定期的な受診は行っていない」に○が付されていたとしても、審査請求人の認定疾病である「(右) 白内障」については、本件診断書の記載内容から「手術後概ね半年以内」には当たらないため、医療特別手当の支給の継続が認められる場合には当たらない。

ウ 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものと認められるから、本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

エ なお、審査請求人は、被爆による審査請求人のやけど等も本件処分において判断されるべきであるなどと主張するが、本件処分は、認定疾病が「(右) 白内障」である医療特別手当に係る失権処分であるから、審査請求人のこの点に係る主張には、理由がない。

オ また、審査請求人は、放射線白内障と加齢性白内障との違い、放射能とやけど・炎症と白内障の関係等について主張するが、この点に関し、処分庁は、審理員が審査請求人及び処分庁に対して実施した口頭意見陳述手続において、本件処分は、原子爆弾の放射線に起因して原爆症と認定された「(右) 白内障」について、審査請求人が処分庁の認定を受けていた医療特別手当に係る失権処分である旨を説明している。すなわち、本件処分は、原子爆弾の放射線に起因して原爆症と認定された「(右) 白内障」について、審査請求人が処分庁の認定を受けていた医療特別手当に係る失権処分であるから、審査請求人のこの点に係る主張は、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

カ おって、審査請求人は、「総合的に判断」がされていない旨を主張するが、「総合的に判断」とは、原爆症認定の際の放射線起因性の判断に用いられるものであり、本件処分は、医療特別手当に係る失権処分であるから、審査請求人のこの点に係る主張には、理由がない。

- (4) 審査請求人は、白内障は手術すれば治る病気なので、医療特別手当は1年でほぼ失権する方針であると本件届出の時に説明があれば、無駄な手間等を使うこともなかった旨を主張するが、当該説明については法令に定めがあるものではなく、当該説明は処分庁が必要に応じて行えば足り、その有無は本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

また、医療特別手当受給権者で、放射線白内障である審査請求人は、省令第32条第2項の規定により、法第24条第2項の認定の申請をした日から起算して1年を経過する日の属する月の1日から末日までの間に、本件届出を行わなければならないとされている。

よって、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

- (5) その他の審査請求人の主張は、本件処分の正否に関わりがあるものとはいえない。

#### 第4 審査会の判断の理由

- 1 審理員が審理を行った争点については、審理員意見書の内容を審議した結果、審理員の審理に加えて、審査会において新たに審査が必要な事項はないと判断した。
- 2 なお、審査会が実施した口頭意見陳述手続における審査請求人の主張については、次のとおり判断した。

(1) 医師が作成した診断書のみで治療状況を判断したことが不服であるとの主張について

ア 医療特別手当受給権者であって法第11条第1項の認定に係る疾病が放射線白内障である者は、医療特別手当健康状況届に当該放射線白内障についての省令第29条第1項に規定する診断書を添えて、処分庁へ提出する必要がある。この規定に従って審査請求人が処分庁へ提出した本件診断書を作成した医療機関は法第19条第1項の規定による指定を受けた被爆者一般疾病医療機関であり、この医療機関が作成した診断書は、省令第32条第3項において準用する省令第29条第2項の規定により医療特別手当健康状況届に添えて提出する診断書として認められる。

イ よって、放射線白内障であると認められた審査請求人の右目が「現に治療を要する状態にあるか否か」について、本件診断書を基にして処分庁が判断したことに違法又は不当な点はなく、審査請求人のこの点に係る主張には理由がない。

(2) 加齢性白内障と放射線白内障の違いについて説明がないとの主張について

ア 審査請求人は、原爆症認定のための申請書（以下「原爆症認定申請書」という。）を、関係書類を添えて、処分庁を通じて厚生労働大臣に提出した。その結果、審査請求人の右目が、「原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある」と認められたため、「右白内障」について厚生労働大臣より原爆症認定（以下「本件原爆症認定」という。）を受けた。

イ 審査請求人は、原爆症認定申請書と併せて、処分庁に対して、医療特別手当認定申請書を提出していた。処分庁は、当該認定申請書の内容と本件原爆症認定の結果を受けて医療特別手当の支給を決定し、「医療特別手当の支給について（通知）」により、審査請求人に対して医療特別手当の支給が決定した旨を通知した。

ウ 以上のことから、審査請求人の右目が原爆症認定を受けていること、すなわち、審査請求人の右目が放射線白内障であると認定されていることには争いがないのであり、審査請求人が主張する加齢性白内障と放射線白内障の違いの説明がないことは、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼさないため、審査請求人の主張には理由がない。

3 よって、本件処分に違法又は不当があるとは認められない。

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。